



報道関係者 各位

令和3年11月29日

【照会先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

課長 山崎 嘉之

課長補佐 奥町 由美子

(電話) 045(211)7380

県内初！！  
プラチナえるぼし認定企業として

「株式会社ヨロズ」を認定しました。  
～認定通知書交付式のおしらせ～

神奈川労働局（局長 川口 達三）では、女性活躍推進法に基づく特例認定（通称：プラチナえるぼし認定）企業として、株式会社ヨロズ（本社：横浜市港北区 代表取締役社長 平中 勉）を令和3年11月18日に認定しました。

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行います。  
当日の取材をお願い致します。

## 認定通知書交付式

【日時】 令和3年 12月 9日（木） 14:00～※撮影可

【会場】 神奈川労働局 局長室

（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階）

※当日の取材を希望される方は、事前に指導課までご登録をお願いします。なお、密を避けるべく、撮影方法等について御協力をお願いすることがあります。



プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である企業として、厚生労働大臣から認定されるものです。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要(2016年4月施行)

## (1) 企業におけるPDCAを促し、女性活躍の取組を推進

⇒ 自社の女性の活躍に関する**状況把握・課題分析**、及びこれを踏まえた**行動計画の策定・届出・公表**  
(指針に即した行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))

## (2) 女性の職業選択に資するよう、女性活躍に関する企業の情報公表を促進

⇒ 女性の活躍に関する情報公表

## (3) 認定制度によるインセンティブの付与

⇒ 優良企業を認定し、認定マーク「えるぼし」、「プラチナえるぼし認定(2020年6月認定開始)」の利用を可能に



## (4) 履行確保措置

⇒ 厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告





※(1)(2)について**大企業(301人以上):義務**／**中小企業(300人以下):努力義務(2022年4月からは101人以上の企業も義務化)**

## えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

○**えるぼし認定**:一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が**優良**である等の一定の要件を満たした場合に認定。

○**プラチナえるぼし認定**:えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の**実施状況が特に優良**である等の一定の要件を満たした場合に認定。<令和2年6月～>

➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

 プラチナ えるぼし	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<b>当該行動計画に定めた目標を達成</b>したこと。</li> <li>男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)</li> <li>プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たしていること(※)</li> <li>女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、<b>8項目以上</b>を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)</li> </ul> <p>※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>することが必要</p>
 えるぼし (3段階目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> </ul>
 えるぼし (2段階目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>3つ又は4つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> </ul>
 えるぼし (1段階目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>1つ又は2つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> </ul>